

いじめ防止等のための基本方針

R8.4.1 秋田北鷹高校

1. はじめに

本校では、生徒会が中心となり、いじめを許さない学校づくりに向けて次の行動目標を定め、各クラスの教室に示している。生徒一人一人がこれらの行動を実践することを通して、いじめを未然に防ぎ、互いを尊重し合う学校風土の醸成を目指す。

秋田北鷹高校 いじめ防止に向けた 5つの行動		1 相手を尊重し、自己中心的にならないように思いやりを持って行動する。	2 発言に責任を持って、言葉づかに気をつける。	3 常に思いやりの心を持って生活する。	4 相手の立場になって考えて行動する。	5 自分の行動を客観的に見て、生活する。
------------------------------	--	-------------------------------------	-------------------------	---------------------	---------------------	----------------------

2. いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

本校は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、自己の可能性を十分に伸ばすことができる環境を整えることを最優先とする。そのため、全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが心身に及ぼす影響や問題の重大性について理解を深める教育を推進することを基本とし、いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止に組織的に取り組む。

また、本校は県内全域から生徒が入学していることを踏まえ、それぞれの家庭や地域とのつながりを大切にするとともに、関係機関等との連携を密にし、生徒が多くの人々と関わりながら多面的に見守られる体制づくりに努める。

なお、本基本方針は、いじめ防止対策推進法及び国・県の基本方針に基づき策定する。

(1) いじめの定義

本方針におけるいじめの定義は、いじめ防止対策推進法第2条に定めるところによる。

(2) いじめの禁止

本校生徒は、いじめを絶対に行わない。

(3) 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、いじめが行われることのないよう、日常的な観察や情報共有を通して未然防止及び早期発見に努めるとともに、全ての生徒が安心して学習その他の学校活動に取り組むことができる環境づくりを推進する。

いじめが疑われる事案を把握した場合には、事実関係を丁寧に確認し、組織として適切かつ迅速に対応する。また、被害生徒の心情に十分配慮しながら支援を行い、再

発防止に向けた指導及び環境改善を徹底する。さらに、保護者、地域住民及び関係機関との連携を図り、学校全体でいじめ問題の解決に取り組む。

3. いじめの未然防止のための取組

- (1) 生徒一人一人の自己肯定感及び自己有用感を育み、豊かな情操及び規範意識を涵養するため、全ての教育活動を通じて発達段階に応じた道德教育、体験活動及び協働的な学びの充実を図る。
- (2) 生徒がいじめを自らの課題として捉え、互いの違いを認め合いながらよりよい人間関係を形成できるよう、生徒会活動や学級活動等を通じた主体的・自治的な取組を推進する。
- (3) 学校行事や地域交流活動等を通じて、保護者及び地域、関係機関との連携を深め、生徒を多面的に見守る体制づくりに努める。
- (4) いじめは決して許されない行為であるとの認識を、生徒、保護者及び教職員が共有する。そのため、いじめの態様や背景、SNS等インターネット上の問題を含む特性について校内研修等を通じて共通理解を図り、組織的に対応する体制を整える。
- (5) インターネットやSNSの拡散性・匿名性・記録性等の特性を踏まえ、情報モラルの向上と責任ある情報発信・受信に関する指導を推進する。
- (6) 日常的な生徒理解を基盤とし、些細な変化を見逃さないよう、個人情報に十分配慮した上で、必要な範囲において教職員間で適切に情報共有を行う。

4. いじめ早期発見のための取組

- (1) 生徒の実態把握のため、定期的な調査及び面談を実施する。
 - ① 生徒対象アンケート(7月頃、11月頃)
 - ② 三者面談等による生徒及び保護者からの聞き取り
 - ③ 面接週間等を活用した個別面談
- (2) 生徒及び保護者が安心して相談できるよう、相談体制の充実を図る。
 - ① いじめ防止等対策委員会を中心とした校内相談窓口の明確化
 - ② ICTを活用した相談手段の整備及び周知
 - ③ スクールカウンセラー等の専門人材の活用
- (3) 相談及び通報があった事案は、個人情報に配慮しつつ、いじめ防止等対策委員会において組織的に情報共有し、対応方針を決定する。
- (4) 教職員の対応力向上のため、いじめ防止等に関する研修を年間計画に位置付け、計画的に実施する。

5. いじめへの早期対応及び再発防止の取組

- (1) いじめを認知又は把握した場合は、直ちに行為を制止し、いじめを受けた生徒の安全確保を最優先として組織的に対応する。
- (2) 相談を受けた際は、当該生徒の心情に十分配慮しながら、速やかに事実確認を行う
- (3) いじめが確認された場合は、いじめを受けた生徒及びその保護者への支援並びに心理的ケアを行うとともに、関係保護者との適切な情報共有に努め、二次的被害の防止に配慮する。
- (4) いじめを行った生徒に対しては、背景を踏まえつつも、いじめは決して許されない行為

であることを理解させる毅然とした指導を行い、保護者と連携して再発防止を図る。必要に応じて、法令及び校内規程に基づき、個別指導(支援・助言等)その他の適切な措置を講じる。

- (5) 傍観や同調もいじめを助長する行為であることを指導し、いじめを許さない集団づくりを推進する。
- (6) SNS等を通じた事案については、情報の拡散防止及び証拠保全に留意する。犯罪行為に該当する又はその疑いがある場合は、保護者と十分協議の上、必要に応じて警察等の関係機関への相談を含め、法令に基づき適切に対応する。
- (7) 対応後も一定期間、継続的に見守り及び再発確認を行う。
- (8) いじめに関する相談、対応及び指導の経過については、継続的な支援及び再発防止のため、必要な事項を適切に記録する。記録の管理及び保存に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、適正に取り扱う。

6. 組織体制及び重大事態への対応

(1) いじめ防止等対策委員会

いじめの防止、早期発見及び対処を実効的かつ組織的に推進するため、本校に「いじめ防止等対策委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、いじめ防止等の中核組織とする。

委員会は定期的開催するほか、いじめに関する相談又は通報があった場合には速やかに臨時に開催し、対応方針を協議・決定する。

ア 構成

管理職、生徒指導主事、学年主任、保健主事、養護教諭その他必要な教職員で構成する。なお、事案に応じてスクールカウンセラー等の専門家を加えることができる。

イ 主な役割

<個別事案への対応>

- ・いじめの訴えや疑いを把握した場合は、県教育委員会の定めに基づき、速やかに県教育委員会へ報告
- ・いじめ事案の事実確認及びいじめの認知の判断
- ・対応方針の決定及び再発防止策の検討
- ・いじめ事案に関する記録の作成及び適切な管理
- ・対応状況の検証及び再発確認

<学校全体の取組の推進>

- ・いじめ防止等基本方針の策定及び見直し
- ・年間計画の作成及び進行管理
- ・未然防止及び早期発見の取組の企画・推進
- ・教職員研修の計画及び実施

(2) 重大事態への対応

いじめが重大事態に該当すると認められる場合又はその疑いがある場合は、速やかに県教育委員会へ報告し、協議の上、調査体制を整備する。

重大事態とは、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合をいう。

ア いじめ特別調査チームの設置

重大事態に対応するため、校長は県教育委員会と協議の上、「いじめ特別調査チーム」

を設置する。構成員は事案の内容に応じて任命する。

イ 主な役割

- ・重大事態に係る事実関係の調査
- ・調査結果の県教育委員会への報告

7. その他

いじめ防止等の取組状況については、毎年度学校評価に位置付けて検証を行い、必要に応じて基本方針の見直しを行う。基本方針は毎年4月1日付で更新し、その年月日を明記する。

秋田北鷹高等学校におけるいじめ防止等のための組織

